

第10期

三川町分別収集計画

令和4年8月

山形県三川町

## 目 次

ページ

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 計画の対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（容器包装リサイクル法第8条第2項第1号）	1
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（容器包装リサイクル法第8条第2項第2号）	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（容器包装リサイクル法第8条第2項第3号）	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（容器包装リサイクル法第8条第2項第4号）	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（容器包装リサイクル法第8条第2項第5号）	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（容器包装リサイクル法第8条第2項第6号）	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5
(参考文献)	6

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、実行していくことが重要である。

本町における一般廃棄物は、昭和47年4月から平成17年9月までは、鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合に委託していたが、庄内南部地区の市町村合併により平成17年10月からは鶴岡地区衛生処理組合への委託となり、平成19年3月に一部事務組合が解散したことに伴い同年4月から鶴岡市へ処理を委託している。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、また、地域における容器包装廃棄物の3R【リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）】を推進し、最終処分量の削減を図る一方で、限り有る資源の有効利用を進める目的から、町民・事業者・行政がそれぞれの役割や具体的な推進計画を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本町でもマイバッグ持参の継続した啓発や、空き缶回収事業の展開などにより、ごみ減量化の推進や資源のリサイクルを呼び掛けている。

本計画により容器包装廃棄物の3Rを推進し、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用及び循環型社会の形成を図るものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 官民一体となった取り組みによる廃棄物排出抑制の推進及び環境負荷の低減
- (2) 一般廃棄物の再利用及び再資源化の推進
- (3) 廃棄物ならびに環境全般に関する教育の充実
- (4) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度～令和9年度）とし、令和7年度に見直すものとする。

## 4. 計画の対象品目

本計画における対象品目は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器・アルミ製容器・ガラス製容器（無色・茶色・その他）・飲料用紙製容器・段ボール・紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

### （容器包装リサイクル法第8条第2項第1号）

本町から排出される「各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み」は、三川町一般廃棄物処理基本計画及び三川町一般廃棄物処理実施計画の「ごみ排出量見込み」に、分別されずに混入した量を「ごみの排出量に占める容器包装廃棄物比率の金属・ガラス・紙

類」(「市町村分別収集計画策定の手引き(十訂版) 33ページ」により算出した数値を加え、次のとおり見込んだ。

表1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (単位: t)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	231	229	228	227	227

三川町(2019)、三川町(2021a、2021b)、三川町(2022)、環境省(2022)を基に作成

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (容器包装リサイクル法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

実施にあたっては、町民・事業者・再生事業者等並びに行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力して連携を図るものとする。

### (1) 一般廃棄物並びに環境全般に亘る啓発活動

鶴岡市リサイクルプラザを活用し、一般廃棄物を取り巻く現状についての情報を提供するなど理解を深めてもらう。

また、一般廃棄物の減量、分別の徹底、ルールにしたがった一般廃棄物の出し方、そして再生利用の目的や意義並びにその効果などを紹介しながら、リサイクルルートを説明し、リサイクルが身近な関心事となるように啓発する。

### (2) マイバッグ持参運動の継続した啓発

広報などを活用し、買い物時の買い物袋持参を呼び掛け、容器包装類の排出抑制を推進する。

### (3) 過剰包装の抑制

スーパーマーケットなどの小売店に対し簡易包装を奨励し、容器包装類の簡素化を推進する。

### (4) 環境教育、啓発活動の充実

本町の各小学校において空き缶回収事業を展開する。また、牛乳パックの再生利用を促進し、容器包装廃棄物の排出抑制を図る。

### (5) リサイクル製品等の積極的な利用の推進

再生資源を原材料として商品化された製品やリターナブル容器製品の積極的な利用を推進する。

### (6) 資源回収の一層の推進

町内会や育成会などの各種団体が行う集団資源回収に対する支援や資源リサイクルステーション及び資源ポストでの拠点回収でスチール缶・アルミ缶・リターナブルびん・飲料用紙製容器包装・段ボールなどの回収を一層推進する。

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（容器包装リサイクル法第8条第2項第3号）

鶴岡市リサイクルプラザでの資源化及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、本町の一般廃棄物収集体制、鶴岡市一般廃棄物処理施設の稼働状況等を勘案し、収集に係る分別区分は下表右欄のとおりとする。

表2 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分等

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器 アルミ製容器		缶	町による定期収集	町
			集団資源回収、資源リサイクルステーション、町内会や小学校による回収	民間業者
ガラス製の容器	無色	ガラスびん	町による定期収集	町
	茶色		町による定期収集	町
			集団資源回収、資源リサイクルステーション	民間業者
その他		町による定期収集	町	
飲料用紙製容器 (原材料がアルミニウムを除く。)		飲料用紙パック	集団資源回収、資源リサイクルステーション、スーパーによる店頭回収	民間業者
段ボール		段ボール	集団資源回収、資源リサイクルステーション	民間業者
その他の紙製容器包装		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	集団資源回収、資源リサイクルステーション	民間業者
ポリエチレンテレフタレート（PET）製容器		ペットボトル	町による定期収集	町
その他のプラスチック製容器包装		白色トレイ	スーパーによる店頭回収	民間業者
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装	町による定期収集	町

環境省(2022)を基に作成

**8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（容器包装リサイクル法第8条第2項第4号）**

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、次表のとおりである。

表3 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	9t									
主としてアルミ製の容器	15t									
無色のガラス製容器	(合計) 12t									
	(引取量) 12t	(独自処理量) t								
茶色のガラス製容器	(合計) 20t									
	(引取量) 16t	(独自処理量) 4t								
その他のガラス製容器	(合計) 7t									
	(引取量) 7t	(独自処理量) t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1t									
主として段ボール製の容器	62t		61t		61t		61t		61t	
主として紙製の容器包装であって、上記以外のもの	(合計) t									
	(引取量) t	(独自処理量) t								
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 18t									
	(引取量) 18t	(独自処理量) t								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 28t									
	(引取量) 28t	(独自処理量) t								
(うち白色トレイ)	(合計) t									
	(引取量) t	(独自処理量) t								

三川町（2019）、三川町（2021a、2021b）、環境省（2022）を基に作成

## 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、次のとおりとする。

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、「三川町一般廃棄物処理基本計画（自 令和3年度 至 令和12年度）」を参考に次のとおり設定した。

表4 人口変動率

項 目	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
推計人口 ①	7,210 人	7,174 人	7,138 人	7,102 人	7,066 人
特別養護老人ホーム入所者数 ②	80 人				
排出人口 ③＝①－②	7,130 人	7,094 人	7,058 人	7,022 人	6,986 人
人口変動率(対前年度比)	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%

三川町(2019)、三川町(2021a、2021b)、環境省(2022)を基に作成

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

### (容器包装リサイクル法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用し、鶴岡市リサイクルプラザに搬入するものとする。

また、町内会、育成会又は各小学校（以下「町内会等」という。）が行っている資源回収、三川町公民館駐車場に設置している資源リサイクルステーションや資源ポストで回収しているスチール缶・アルミ缶・リターナブルびん・飲料用紙製容器・段ボールについては、引き続き分別収集を実施するものとする。

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

### (容器包装リサイクル法第8条第2項第6号)

本町は、独自の処理施設を所有しておらず、今後も整備する予定もないため、施設の整備に関する事項は記載しない。

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町民や事業者の意見・要望等を施策に反映させ、町民、事業者、行政で構成している町廃棄物減量等推進審議会や各町内会のクリーンみかわ推進員（廃棄物減量等推進員）の協力を得ながら、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくものとする。

町内会等の集団資源回収を促進するため、交付金の交付や情報提供を行う。また、毎年度、本計画に基づく分別収集の実績を分析・評価し、分別収集体制の強化を図るとともに、容器包装リサイクル制度による温室効果ガスの削減等の環境負荷低減効果の算定、容器包装の分別収集に係る費用削減に向けた検討を行うものとする。

(参考文献)

三川町(2019) 「三川町第9期分別収集計画(令和元年7月)」

三川町(2021a) 「三川町一般廃棄物処理基本計画(自 令和3年度 至 令和12年度)」

三川町(2021b) 「三川町の概況(令和3年版)」

三川町(2022) 「三川町一般廃棄物処理実施計画(令和4年度)」

環境省(2022) 「市町村分別収集計画策定の手引き(十訂版)」環境省環境再生・資源循環局  
総務課 リサイクル推進室